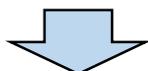


美馬市防災交流センターの利用手順

①【申請書及び誓約書の提出（利用団体・自治会→市）】

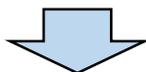
美馬市防災交流センター利用団体登録申請書及び使用誓約書に必要事項を記入の上、市危機管理課（寺町防災交流センターは美馬町市民サービスセンターでも可）へ提出をお願いします。

（申請は年に1度を予定しています。利用団体登録許可を受けた団体・自治会には、毎年3月頃に更新の通知を行います。）



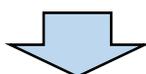
②【利用団体登録許可書（市→利用団体・自治会）】

市危機管理課より、利用団体代表者及び自治会長のみなさま宛てに、利用団体登録許可書をお送りします。（許可書には、入口の鍵箱（ポスト）の暗証番号が記載されています。あらかじめ決められた人が管理し、第三者に提供しないようお願いします。）



③【施設の予約（利用団体・自治会）】

防災交流センター使用予定表（施設玄関に設置）に利用する日時を記載。
（施設の予約が入っている場合は、利用団体間で調整をお願いしたいので、使用日時、使用者名、連絡先をご記入ください。）
（予約開始日は、設定していません。1年分（当該年度の3月31日まで）の予約をしていただいても結構です。）



④【施設の利用（利用団体・自治会）】

- 1) ポスト（暗証番号付き鍵）を開けて玄関の鍵を取り出し、防災交流センターを開錠します。
- 2) 施設利用後は、備え付けの使用簿に記入をお願いします。
- 3) 清掃、ゴミの片付け等は利用団体でお願いします。
- 4) 施設の消灯を確認後、施錠し、玄関の鍵をポスト（暗証番号付）に戻します。
（次回の利用団体が開錠できなくなりますので、鍵は必ずポストに戻してください。）

連絡先：市危機管理課

電話 0883-52-1677